

草加八潮消防組合個人情報保護法施行条例案

パブリックコメントにおける意見に対する消防組合の考え方

ご意見の概要	消防組合の考え方、対応
<p>・一般企業では自社の情報管理マニュアルにおいて年1回以上の情報管理研修を義務付け、職員の情報セキュリティ醸成を図る場を設けており、地方公共団体においても、条例で「年1回以上の情報管理研修の実施」など、職員の意識醸成のための研修を盛り込むべき</p>	<p>行政機関の長等は個人情報法第66条に基づく安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされており、ご意見のとおり職員の意識醸成は必要であると考えております。しかしながら、具体的な安全管理措置等を施行条例で網羅することは難しいため、個人情報保護委員会から示されている個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」といいます。）4-8「（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の内容を参考にし、別途、規定する方向で検討いたしますのでご理解いただければと存じます。</p>
<p>・年1回、外部組織に第三者の目線で監査を実施させることが望ましい</p>	<p>上記と同様に具体的な安全管理措置等を施行条例で網羅することは難しいと考えておりますが、事務対応ガイド4-8-12において示されている「監査及び点検の実施」の内容を参考にし、監査の実施及び必要に応じて外部監査とすることについて検討いたします。</p>
<p>・過去に情報漏洩等の不祥事を起こした組織については「特別強化組織」として、半年間の情報管理の強化研修、再発防止に向けた改善報告書の提出を条例で義務付け、情報管理の重要性を職員全員に根付くよう、組織として努力するべき</p>	<p>上記と同様に具体的な安全管理措置等を施行条例で網羅することは難しいと考えております。事務対応ガイド4-8「（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の内容を参考にし、別途、規定する方向で検討いたしますのでご理解いただければと存じます。</p>